

国土交通省からのお知らせ

国土交通省より、下記について全宅連宛に周知の依頼がありましたので、お知らせいたします。

詳細は、全宅連ホームページをご覧ください。

1. 民間賃貸住宅に関する相談対応事例集（再改訂版）について

平成 23 年 3 月に民間賃貸住宅の賃貸借関係紛争にかかわる相談者等が相談を実施する際に活用できる事例等の小冊子として「民間賃貸住宅に関する相談対応事例集」を作成し、公表しています。

当該事例集について、令和 2 年 4 月から施行された改正民法の内容や民間賃貸住宅の賃貸借実務における近年の動き等を反映する改訂を行いました。

<https://www.zentaku.or.jp/news/7766/>

2. 「賃貸住宅標準契約書」等の一部改訂について

賃貸借契約をめぐる紛争を防止し、借主の居住の安定及び貸主の経営の合理化を図ることを目的に、賃貸借契約書のひな形（モデル）として、「賃貸住宅標準契約書」等を作成し、普及に努めています。

この度、令和 3 年 5 月 19 日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、押印を求める行政手続・民間手続について、その押印を不要とするとともに、民間手続における書面交付等について電磁的方法により行うことなどを可能とする見直しが行われ、宅地建物取引業法及び借地借家法の改正規定を含むその一部が令和 4 年 5 月 18 日から施行されました。

これを受け、「賃貸住宅標準契約書」等について、宅地建物取引士の押印欄を削除するなど、所要の形式面の改訂を行いました。

<https://www.zentaku.or.jp/news/7806/>

3. デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う宅地建物取引業法施行令等及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方等の一部改正について

令和 3 年 5 月 19 日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、行政手続及び民間手続に係る国民の負担や利便性の向上を図るため、押印を求める行政手続・民間手続について、その押印を不要とするとともに、民間手続における書面交付等について電磁的方法により行うことなどを可能とする見直しが行われ、宅地建物取引業法の改正規定を含むその一部等が、本年 5 月 18 日から施行されました。

また、同省において宅地建物取引業者等が重要事項説明書等の電磁的方法による提供や IT 重説を実施するにあたり、遵守すべき事項や留意すべき事項をまとめたマニュアルが公表されました。

<https://www.zentaku.or.jp/news/7796/>

<https://www.zentaku.or.jp/news/7866/>

<https://www.zentaku.or.jp/news/7880/>

4. 標準媒介契約約款（平成 2 年建設省告示第 115 号）の改正について

標準媒介契約約款が改正されます。

<https://www.zentaku.or.jp/news/7831/>

宅地建物取引業法改正に係る「全宅連策定書式」の公開について

全宅連策定書式について、令和 4 年 5 月 18 日の改正宅建業法の施行等に伴い、改訂されました。

改訂書式及び改訂内容が、全宅連ホームページ（ハトサポ）で公開されていますので、ご案内します。

※ハトサポの ID・パスワードが必要です。

<https://www.zentaku.or.jp/news/7872/>

【公取協からのお知らせ】

不動産の表示に関する公正競争規約及び同施行規則の改正について(9 月 1 日施行)

近畿公取協議会より、不動産の表示に関する公正競争規約及び同施行規則について、改正の通知がございました。いずれも令和 4 年 9 月 1 日に施行されることとなります。同規約は、広告等を出す際の重要な指針となるものですので、会員様におかれましては、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

主な改正点等の詳細は、協会ホームページをご覧ください。

<https://www.htk.or.jp/topics/member/17375/>
(ID : hyoutaku, PW : 4018)

【ハトマーク支援機構からのお知らせ】

宅建協会会員の皆様へ様々なサービスを展開中

全宅連では、スケールメリットを活かした会員支援を目指すため、「ハトマーク支援機構」を設立しております。現在、会員皆様の不動産業務がより円滑に推進されるよう、様々な利用価値の高いサービスをご紹介します。

この度、日本郵便（株）と「みまもり訪問サービス、みまもり電話サービス・駆けつけサービス（オプション）」の提供に関して新たに業務提供することとなりましたのでお知らせします。

詳細は、ハトマーク支援機構ホームページをご覧ください。

<https://member.zentaku.or.jp/content/sienkikou/ichiran/outline39/>

◎問い合わせ先

日本郵便(株) (担当: 武川様)

東京都千代田区大手町 2-3-1 (電話: 0120-23-2886)

ひょうご憩の宿（光燦々 夏プラン）が割引価格でご利用可能！

兵庫宅建は、一般財団法人「ひょうご憩の宿」との間で「宿泊施設利用契約」を提携しています。兵庫県下の 5 施設を会員皆さま方の「福利厚生施設」としてご利用いただくことができます。

憩の宿を割引価格でご利用いただくには、「優待カード」のご提示が必要です。「優待カード」は、兵庫宅建のホームページでダウンロードいただくか、最寄りの支部にて入手してください。

<https://www.htk.or.jp/topics/member/17452/>
(ID:hyoutaku, PW:4018)

※ご利用に当たっては下記をご確認ください。

- ・優待カードに「企業名」をご記入下さい。
- ・利用当日にフロントで「優待カード」を提示して下さい。
- ・何人のグループでご利用されても、お一人が「優待カード」を提示すれば全員が割引の対象となります。
- ・会員ご自身が同行されなくても、ご家族・ご親戚等のご利用だけでも結構です。

【全宅管理からのお知らせ】

全宅管理サポーター制度・応援プロジェクトのご案内

全宅管理では、昨年度に引き続いて、全宅管理サポーター制度、応援プロジェクトを実施しています。

【全宅管理サポーター制度】

新規入会をご検討されている方が、全宅管理会員の方からの紹介状（所定の書式）と一緒に入会申込書をご提出頂くことで入会金が無料になります。

【応援プロジェクト】

2022 年度中に宅建協会に新規入会された会員の方が、入会日から 1 年以内に全宅管理に入会すると入会金が無料になります。

【諸条件】

- 期 間：令和 5 年 3 月 31 日まで
- 入会金：20,000 円 ←無料
- 年会費：24,000 円（月額 2,000 円×12 ヶ月分）

詳しくは、全宅管理ホームページをご覧ください。

<https://chinkan.jp/>